

官報

号外

昭和四十年三月十一日

○第四十八回 衆議院会議録 第十六号

午後一時二十一分開議

- 副議長(田中伊三次君) これより会議を開きます。

以上をもってこの法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑

昭和四十年三月十一日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和四十年三月十一日

午後一時開議

第一 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十年三月十一日 衆議院会議録第十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案についての神田厚生大臣の趣旨説明 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する八木昇君の質疑

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案についての神田厚生大臣の趣旨説明 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する八木昇君の質疑

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案についての神田厚生大臣の趣旨説明 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する八木昇君の質疑

二五

こととなつておるからであるといふのであります。

第三に、したがつて、被爆者の賠償請求問題は、裁判所ではいかんともなしがたいものであつて、これは国会及び内閣の問題である。国家はみずから権限と責任において開始した戦争によつて国民の多くの人々に被害を与えたが、原爆被害はその最大なるものである。したがつて、現存する原爆医療法程度のものでは被害者に対する救済策にはならない。戦後十数年を経て、高度の経済成長を遂げたわが国において、國家財政上、原爆被害者の救済が不可能であるとはどうい考へられない。われわれは、この訴訟を見るにつけても、政治の貧困を嘆かざるを得ない。

以上が古閏判決の要旨でございまして、政府の非を激しくなしつておるわけであります。(拍手)そこで、佐藤総理にお伺いをいたしますが、人間尊重を繪理は政治のモットーとされるというでございますが、この判決をどのように受けとめておられるかということであります。この判決を全くそのとおりだとお考へであるとするならば、それこそ、もつと本腰を据えて、政府は被爆者救護に取り組まなければなりません。もし別のお考へがあるとするならば、その考へをこの際明らかにせらるたいのであります。(拍手)

質問の第二の点は、昨年の第四十六回国会における衆参両院の本会議の決議についてであります。

この決議の題名は、「御承知のように、「原爆被爆者援護強化に関する決議」となつておるのであります。その骨子は「昭和三十二年に原爆医療法の制定を見たが、これでは原爆被爆者に対する施策としては、なお十分とは認めがたい。よつて、

政府は「すみやかにその援護措置を拡充強化し、もつて生活の安定を図るよう努めるべきである。右決議する。」となつておるのであります。すなわち、この決議は、衆参両院一致の意思として、政府に対し、被爆者に対する援護措置の強化を求めたものであります。

しかるに、今回のこの医療法の改正案の内容を見ますと、改正点はわずか一点であります。医療手当を月二千円から三千円に改めるというだけのものであります。ほかには何にもないのであります。仄聞するところによりますと、被爆者援護にはたいした金もかからなければ、原爆被爆者援護を充実すれば、原爆以外の他の戦争犠牲者対策に影響するところが大であるからして、大蔵省方面がなかなか済いといわれておる。そうだとするならば、これは全く主客転倒の考へ方であると思ふであります。(拍手)政府は農地補償や在外資産補償をやろうとしておるのであります。私は、他の戦争犠牲者は少々がまんしてもらつても、原爆被爆者対策こそは他に優先すべきであると考えるのであります。(拍手)原爆医療法をなぜ援護法にすることができないのであるか、その理由がわからない。その隘路は一体何であるかについて、総理及び大蔵大臣よりお答えをいただきたいのであります。(拍手)

質問の第三点は、原爆者援護のための具体的な問題についてであります。

まず、認定被爆者に対する医療手当を五千円に引き上げてもらいたい。わが党提案のごとく所得制限を行ないますならば、わずか千数百名余りが対象となるのであって、わずかの予算で済むのであります。

次に、被爆者一般に対し、労働能力の著しい減

耗や原爆症への絶えざる不安、遺伝のおそれ、結婚難など、その置かれておる心身の特別の状態に右決議する。」となつておるのであります。すなわち、この決議は、衆参両院一致の意思として、政府に対し、被爆者に対する援護措置の強化を始めたという立場で、真剣に取り組んでもらいたいのであります。

実は、過般、被爆者を中心とする巡回団がアメリカを訪れました際に、国連のウ・タント事務総長に会つて、原爆の実態調査を国連としてやつてもらいたいと申し入れたのでござりますが、その際、総長は、「日本政府より申し入れがあれば、国連原子力委員会に持ち込みたい」と答えておるのであります。政府は、ほんとうに原爆調査に真剣なる熱意を持つておるとするなら、このようないい申し入れを国連にすべきであると考へます。また、今次調査の結果は、当然国連舞台に持ち出すべきものであると考へるのでもあります。このように申し入れを国連にすべきであると考へます。

次に、被爆者が死亡した場合、弔慰料として三万円を出してもらいたい。戦死者に対してもは一時金二十万円と遺族年金が支給されております。しかも、本年は終戦二十周年記念だということで、政府は特別弔慰金三万円を四十万人に対して支給することとしておるのでござりますが、原爆死亡者は何ら頼みられていないのであります。当初は、厚生省も何がしかの葬祭料を出すことを考へておられたようですが、これが立ち消えになつたようであります。一体その理由は何であるか、ひとつ御説明をいただきたい。原爆死亡者が、わずか三万円の弔慰金の支給を受けたからと云ふこととしておられるのが、これが立ち消えになつたようであります。一体その理由は何であるか、ひとつ御説明をいただきたい。

が、わざか三万円の弔慰金の支給を受けたからといつて、軍人軍属でもないのに優遇され過ぎると云ふことだけを非難する國民がおるとは思われません。これらの点について、厚生大臣から御答弁をいただきたいと思います。

質問の第四点は、原爆実態調査についてであります。

大体、原爆が落とされてから二十年もたつたいまごろになつて、原爆実態調査費三千七百九十三万円が初めて予算化されたということ自体、まことにけしからぬ話でござりますが、ともかく、これは一步前進であると私も考へます。ところ

で、政府がこれからの調査を原爆問題のあと始末という感覚でやつてもらつては困るのであります。これからが、ほんとうの意味では原爆調査の始まりだという立場で、真剣に取り組んでもらいたいのであります。

実は、過般、被爆者を中心とする巡回団がアメリカを訪れました際に、国連のウ・タント事務総長に会つて、原爆の実態調査を国連としてやつてもらいたいと申し入れたのでござりますが、その際、総長は、「日本政府より申し入れがあれば、国連原子力委員会に持ち込みたい」と答えておるのであります。政府は、ほんとうに原爆調査に真剣なる熱意を持つておるとするなら、このようないい申し入れを国連にすべきであると考へます。また、今次調査の結果は、当然国連舞台に持ち出すべきものであると考へるのでもあります。このように申し入れを国連にすべきであると考へます。

次に、GHQの指令によって行なわれた昭和二十五年国勢調査に基づく原爆被爆者調査の原票がABCにあります。はゞでござりますが、この際、政府は、当然の権利としてこれを取り寄せる要求をなすべきであると考へます。この点につきましては、外務大臣より御答弁をいただきたい。

なお、今回の調査に当たる調査委員会の構成、人選などについての厚生大臣のお考へをこの際承つておきたいのであります。

最後の質問は、沖縄在住の被爆者対策についてであります。

この件については、沖縄に厚生省から調査団を派遣すること、あるいは患者を内地に迎えて、旅費や治療費を日本政府が負担すること等について

すが、これではなお不十分でございます。沖縄の現地で療養する者についても、何らかの措置をすべきであります。結核や、らいについては、沖縄立法院が法制化し、日本政府がこれに医療援助をするという形がとられておるのでありますから、原爆症患者についても、何らかこのよろな方法がとり得るはずと考るのであります。この点、担当大臣から答弁いただきたいのであります。

以上、要するに、政府の今までの原爆対策は、もろもろのおもんばかりであるうと思いまするが、国の施政の片すみで、消極的に、申しわけてに行なわれてきたといわざるを得ません。核拡散のおそれのなお強い今日の世界情勢のもとで、私は、原水爆兵器の絶滅を急願する日本国民の強い意思を國の内外に示すという意味においても、特に原爆被爆者の援護措置は、至れり尽くせりの措置がなされてしかるべきだと考るのあります。政府の勇断を最後に求めまして、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) いわゆる古閏判決

についてでござりますが、この原子爆弾投下の法律問題につきましては、いろいろの学者から各様の意見が述べられておることは、私も承知しております。しかし、問題は、これは判決でござりますので、この機会に判決を批判することは適当でない、かように考えますので、私の考え方は差し控えさせていただきます。ただ、判決がどうあらうとも、この氣の毒な被爆者に対する國の援護、これは万全を期さなければならないと思います。

めざましいので、そういう意味におきまして

も、来年度はさらにその内容を充実していきたい、かように考えております。

次に、この調査の問題でございますが、これらが始まりだ、過去の実態調査で終わりというごとにしては困るというお話をございました。もちろんそのとおりでありまして、社会科学あるいは医学の面等から、専門学者の協力を得まして、そうして健康面、また生活面から、総合的な実態調査を進めてまいる、かような考え方でございます。そろして今後の施策の充実をはかつて、万遺漏なきを期してまいりたい、かように考えます。

最後に、原爆による放射能の影響、これにつきましては、各方面の科学者の調査によりまして、そのつど国連の放射能影響科学委員会、こういうものには報告いたしております。したがいまして、ただいま御提案になりましたよな、政府から正式に原爆実態調査を国連に頼んではどうか、

十五年は六百万円でございました。三十六年には

一億四千万円、三十七年にも一億四千六百万円、

それから三十八年には一億六千万円、三十九年に

二億円、四十年に二億二千万円余、このように相

当大幅な増額をいたしております。現在の段階

ではこの程度だと思ひますので、事情十分御了承

の上、御納得賜わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣神田博君登壇〕

○国務大臣(神田博君) お答え申し上げます。

衆参両院における原爆被爆者援護強化に関する決議に対する政府の考え方が十分でないというよう

うな御趣旨でございましたが、衆参両院の決議も

ありましたので、その御趣旨に沿つて、被爆者対

策につきましては前向きの方向に進めておりま

す。

四十年度における改善施策は、健康管理の強

化、特別被爆者の範囲の拡大、医療手当の増額及

び所得制限の緩和、福祉施設の整備拡充等をは

かっております。

第二の、医療手当を五千円にすべきではないか

ことにつきましては、大蔵大臣から答弁が

ございましたので省略します。

次に、原爆被爆者全員に対しても一千円の健康手

護的なものも加味してということでござりますが、本件につきましては、生活保護法の制度がありますので、当然これによるべきものだと考えておるのであります。

次は、原爆被爆者が死亡した場合に弔慰金を支給すべきではないかということでござりますが、これは、一般戦災者との均衡上困難でありますので、御了承願います。

次は、原爆被爆者が死亡した場合に弔慰金を支給すべきではないかということでござりますが、これが、原爆被爆者のみに対し金錢を支給することと、原爆被爆者死亡者に弔慰金を支給することとは、一般戦災により多数の方々が死亡しておりますので、これとの均衡を考えますと適当でないと考えております。

現在計画中の実態調査には、医師ばかりでなく社会学者等も加えて実施すべきではないかということございますが、これは御趣旨のとおりでござりますので、できるだけ広い範囲内で人を集めまして、権威ある委員会をつくってやっていただきたい、かように考えております。

なお、沖縄に居住する被爆者の問題についてはございますが、現地に本土から医師を派遣して健康診断を行ない、発見された沖縄在住の被爆患者を本土の病院で治療することについては、現在交渉中でありますことは御承知のとおりでございまして、近く実現の見込みでございます。なお、沖縄在住者に対して現行の法律をそのまま実施することには困難があるので、なお検討させていただきたいたいと思います。

原爆症によって死亡した被爆者の遺族に葬祭料を支給する考えはないかということでござりますが、現行法では、生存者である原爆被爆者の身体的・社会的・特殊性から、これに対して医療、健康管理の措置を行なうことと趣旨としておりまして、死亡者にそのようなことをすることは困難である、こういうことでござります。(拍手)

〔国務大臣椎名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(椎名悦三郎君) 私に対する御質問は、ABCに、去る二十五年にGHQの指示によって調査したときの原票があるはずだが、これを日本政府に提出させるべきではないかという趣旨でござります。御指摘の点は十分検討いたしました、そのように取り扱うよろしくしたいと思います。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 大蔵大臣から、答弁を追加したいとの申し出があります。これを許します。大蔵大臣田中角栄君。

〔国務大臣田中角栄君登壇〕

○国務大臣(田中角栄君) 第二問の医療手当の額は、その対象人員が四千人余ありますから、大幅に引き上げても、財政的にさしたる困難はない、こういうことで、大幅引き上げの御要求があつたわけでございます。

本件に対する私の先ほどの答弁の中で、数字に間違いがございましたので、追加して御答弁を申し上げるとともに、この数字の訂正もお願いしたいと思います。

医療手当は、原爆被爆者の特殊性を考慮するものとして昭和三十五年度に創設せられたものでございますが、そのためには、原爆症患者の医療効果の促進をはかることを目的としておりまして、生活の保障を行なうものではないということでもございまして、その増額についてはおのずから制約があるわけでございます。

このような関係で、この金額は創設以来据え置かれてまいりましたが、四十年度からは、諸般の事情の変化をも十分考へ、その趣旨に従いまして、現行定額に対し許される限りの再検討を行なって、一挙に五割の増額をいたしましたのでございます。

その金額は先ほど申し上げましたが、金額を訂正いたします。三十五年度は六百万円、三十六年度は一千四百四十万円余、三十七年度も千四百万円、三十八年度は一千六百万円、三十九年度は二千万円、四十年度は二千二百三十九万九千円でござります。

政府としましては、以上のようなたてまえのもので、できる限りの努力を払つたのでございまして、よく事情を御理解の上、御納得いただきたいと思います。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて質疑を終了いたしました。

○副議長(田中伊三次君) 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 次に、内閣提出、財政法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めております。大蔵大臣田中角栄君。

〔国務大臣田中角栄君登壇〕

○国務大臣(田中角栄君) 財政法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国の財政の効率的な運営をはかるため、財政法第六条に規定する公債または借り入れ金の償還財源に決算上の剩余金を繰り入れるため、財政法第六条に規定する公債または借り入れ金の償還財源に決算上の剩余金を繰り入れる措置について特例を設けることとし、あわせて財政制度審議会の構成について所要の改正を行なうことなどをとするものであります。

以下、その改正の要点につきまして御説明申し上げたいと存じます。

まず、財政法第六条の規定によりますと、前々年度の歳入歳出の決算上の剩余金の二分の一以上を公債または借り入れ金の償還財源に繰り入れなければなりません。

が、本規定が設けられました終戦直後と異なり、現在では、国債残高が相対的に大きく減少しておりますこと、及び決算上の剩余金の二分の一以上を常に国債償還費として固定化してしまふことは、一般会計の財源配分上制約が大きいこと等の事情を考慮いたしまして、来年度予算におきましては、これまで、よく事情を御理解の上、御納得いただきたいと思ひます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて質疑を終了いたしました。

○副議長(田中伊三次君) 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 次に、内閣提出、財政法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めております。大蔵大臣田中角栄君。

○平岡忠次郎君 厳だいま提案説明のありました財政法の一部改正法案は、暫定的な特例措置として、昭和三十八年度以降二カ年度に限つて歳入歳出の決算上の剩余金のうち、国債償還財源への繰り入れ率を二分の一を下らない率から五分の一を下らない率に変更して、あわせて財政制度審議会委員の増加をはかるべしといふものであつて、政府はさりげなくこれを提案していますが、四十年度の予算においては、歳入見積もりを日一ぱいに見込み、本格的公債発行の前夜に迫り込まれている政府の放漫財政政策の断層面として、われわれはこれを重視せざるを得ません。

○平岡忠次郎君 厳だいま提案説明のありました財政法の一部改正法案は、暫定的な特例措置として、昭和三十八年度以降二カ年度に限つて歳入歳出の決算上の剩余金のうち、国債償還財源への繰り入れ率を二分の一を下らない率から五分の一を下らない率に変更して、あわせて財政制度審議会委員の増加をはかるべしといふものであつて、政府はさりげなくこれを提案していますが、四十年度の予算においては、歳入見積もりを日一ぱいに見込み、本格的公債発行の前夜に迫り込まれている政府の放漫財政政策の断層面として、われわれはこれを重視せざるを得ません。

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君 厳だいま提案説明のありました財政法の一部改正法案は、暫定的な特例措置として、昭和三十八年度以降二カ年度に限つて歳入歳出の決算上の剩余金のうち、国債償還財源への繰り入れ率を二分の一を下らない率から五分の一を下らない率に変更して、あわせて財政制度審議会委員の増加をはかるべしといふものであつて、政府はさりげなくこれを提案していますが、四十年度の予算においては、歳入見積もりを日一ぱいに見込み、本格的公債発行の前夜に迫り込まれている政府の放漫財政政策の断層面として、われわれはこれを重視せざるを得ません。

源捻出に一時のびほう策をとらんとするのは問題であるといわなければなりません。(拍手)そもそも、四十年度予算編成は、財源にこと欠くところから、一般会計に計上すべき支出を、財政投融資計画のほうに回すというからくりで成り立つておるところに一大特色がござります。高度経済成長政策から安定成長への切りかえの時期に際会して、四十年度の税の自然増収は四千六百四十七億円と大激減、結局、四十年度の前年度比較歳入増加額は四千二十六億円にとどまつた。一方、高度成長政策といふ列車の速度はいまだに惰性が強く、財政支出のブレーキがよくききかねていること、この辺に予算編成上の無理が伏在するのであります。

大蔵省は、事情を次のように説明している。

その説明によると、四十年度の使途特定増経費、すなわち、地方交付税など法定経費で千一、三百億円、当然増経費、すなわち、社会保障、公務員人件費、食管補てん費などで千八百億円、計約三千億円が黙つても食われ、増加財源四千億円のうち、政策財源は一千億円にすぎない。しかも、道路など、一連の長期計画の年次割りに基づく計画増経費が八百億円をこえるものと見込まれますので、純粋の新規政策に回せる金はほとんどないということになる。

こうした情勢から、大蔵省としては、財源対策に非常手段をとらざるを得ない羽目に追いやられたものであり、軽々にそのつど主義で扱われるべきものではございません。政府は、赤字公債発行の繰り入れ金を百二十五億円に減らし、三十九年度に比べ四百四十七億円を浮かす手段に出た。また、ここに問題の国債整理基金は、財政法の規定

による一分の一の繰り入れから一挙に五分の一に落とし、すなわち、三百二十五億円たるべきものを百三十億円にまで削り、百九十五億円をひねり出して、両者合わせて六百四十二億円の財源を一般会計において浮かし、これを政策財源に充てるに至りました。

これによつてこれを見れば、まさに財源捻出の手品の種に産投と減債基金が用いられたわけあります。予算編成についての政府の七転八倒の大無理がインフレ財政の波頭となつて財政法の岸べにまで押し寄せ、今回の改正提案となつたわけであります。憂慮すべきは、手品まがいのことをせざるを得ざるほど政府の財源難が深刻になつてゐる事実であり、一方に高度成長政策の惰性を断ち切られず、政府の予算編成を全くゆがめてしまつてゐる点であります。赤字公債はすでに戸口にたたずんでいます。そして、まさに戸をたたかんとしている。私は、まさしく高度経済成長政策の破綻の一つのあらわれとこれを見るが、首相はどうお考へになつておるか、お伺いいたします。(拍手)

質問の第二は、財政法のなしくずし的改定を企図する政府の目的意識的改正かどうかといふ点であります。

減債基金制度は、昭和二十一年の財政法改正にあたつて、財政公開の原則、赤字公債禁止の原則等と並んで、最も基本的な原則として打ち立てられたものであり、軽々にそのつど主義で扱われるべきものではございません。政府は、赤字公債発行の繰り入れ金であります。政府は、産投会計への正を企図しております。今回の改正はその第一着手であるとも伝えられているが、はたして政府はそのような意図であるのかどうか。財政憲法たる財政法について、その一部改正案が、しかくどなわ

的に出された背景に、政府の赤字公債発行の企図があるのではないかどうか、この際大蔵大臣から明らかにせられたいのであります。

次に、私は、予算編成上の無視し得ない他のゆがみについても、なお当然政府にたゞす権利があると存じます。

質問の一は、産投会計繰り入れの大削減についてであります。

政府の今回とつた産投会計繰り入れの大削減は、ここ数年来強まつていた財投計画への一般会計の肩がわり傾向を決定的ななものにしました。一般会計は消費的経費を主体として、投資的経費は民間資金の活用により財投融資計画に移すといふ考え方方が正確に打ち出されてきたのであります。

一般会計からの繰り入れ減少に見合ひ方は、公募債、借入金の増額、あるいは繰故債、生保資金の活用等となつて、間接的に、また直接的に民間資金にはね返るわけであります。今後、投資的経費は民間資金の吸い上げに転化される傾向に進むと私どもは解釈しているが、大蔵大臣は、これ

を憂慮に値するとかお考へにならないのかどうか、御見解をお示し願いたいのであります。

質問の二は、利子補給導入の拡大化的傾向についてであります。

無利子の産投出資資金の削減による政府関係金融機関の資金コスト上昇をカバーするため、利子補給が広範に導入されたことは重要なことであります。利子補給は、これまで計画造船と中小企業近代化資金等について行なわれていたが、これはあくまで例外とされていたものであります。しか

し、四十年度では、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本住宅公團に対しても利子補給が拡大されました。すなわち、右の三機関に対する産業投資ははどうか。

質問の三是、政府提案の予算案の審議期間中、政府の企図は糾弾されなければなりません。大臣から見解をお述べになつていただきたい。

質問の四是、政府提案の予算案の審議期間中、野党の意見をその予算案に盛り込み得る余地を規定上設ける必要があると思うが、政府の所見はどうか。

現状、日本社会党は、千二百万人から政策支持を受けている。民主社会党、日本共产党もまたかなりの支持層がある。しかし、予算案の審議中には野党側が百万べんの大議論を開いており、その中で傾聴されるべき意見がよしあつても、不合理であります。たとえば、農業用ガソリン問題、医療費問題等は、現状では、その年の予算には生かされがたくなり、不得要領のまま翌年の議論にまた持ち越されてしまつて、ついに終局がない。

そこで、当年度の予備費を概念上これを二つに分ける。予備費の全額をかりに一千億円とし、うち五百億円を野党意見を裏づけるための予算予備費とし、他の五百億円を通常の行政予備費とする。論議の結果、四百五十億円について野党の意見に政府が合意して、これが予算に盛られることになつたら、予算予備費は発展的に解消する。残りの五百億円は行政予備費に加えられて、いわゆる予備費は、最終的に五百五十億円と決定される。かくすれば、国民の声を反映する野党意見が、翌年度を待たず、当年度予算にインサントによって生かされるのであるけれども、このような主張は、政府においてこれを認め、検討すべきだと思うが、将来、財政法の根本的改定にあたって考慮の用意ありやないや、多数党の党首である総理大臣より御答弁をお願いしたいのであります。

なお、これと関連して、同じ理由から、シャドーキャビネット用予算は、英國同様に野党のために考慮されてしかるべきと思うが、これまで首相より御答弁をいただきたいのであります。

總じて、昭和四十年度予算は、ひずみ是正予算と銘打ちながら、その内実は、矛盾拡大の膨張予

算であります。すなわち、その規模は、一般会計と財政投融资額の合計で五兆二千七百八十億円であり、これと対照される三十九年度の金額は四兆五千九百五十六億円であるから、四十年度の政府の財政規模は、三十九年度に比べ一四・八%の増加となつており、政府の経済成長率、名目一%、実質七・五%を大きく上回る膨張予算であります。のみならず公募債、借入金の増加率は二八・八%の高率となり、さらに、利子補給のが特徴であります。(拍手)

減債基金の繰り入れ率変更に関する財政法改正案は、まさに政府の経済政策、財政金融政策の基礎を示す数多くの赤信号の一つであり、やがて赤字公債発行にまで進展する危険をばらむものと把握すべきであります。

私は、高度成長政策の破綻がいかに深刻に財政危機に及んでいるかをここに国民の前に明らかにし、政府にその施策の反省を促しつつ、私の質問を終わることにいたします。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 財政法の改正を提案いたしまして御審議を願つておるのであります。今回のことは、国債が、二十二年当時は事が変わっているし、また、予算の編成上から見ましてもいわゆる健全性を阻害しない、かような立場に立つて今回の御審議をお願いいたしておるのであります。

また、これを、高度成長の破綻ではないか、かように仰せられるのであります。その御意見は御意見として伺いますが、あの提案の趣旨

ない、かように私は考えます。

また、政府は、予算を提出いたしまして御審議を願つております。現段階におきまして最も妥当な予算を作成いたしまして、そうして御審議を願つたのであります。この予備費もまたさう意味でこれを計上いたしたのであります。お説のように予算予備費というようなものを考えるといううな予算予備費といふようなものを考えるといふ意味でこれを計上いたしたのであります。

わけにはまいりません。

予算提案の政府の権利、

予算提出権との関連におきましても、このことは守つていかなければならぬと思います。

しかば、与党あるいは野党の方々の耳をかす

べき御意見、これが修正権、いわゆる予算の修正は可能なのかどうなのか、かような立場に立つて考えてみると、現行の制度の上におきまして予算の修正権はある、かように私どもは考えております。もちろん、今日まで、与党はこの点で

は、財源が一般会計の財源として余った場合、これをたな上げをするという立場でこの制度がつくられたことは御承知のとおりでございます。ところが、この制度をつくりました昭和二十二年当時は、一般会計の規模と借り入れ金を含む国債の割合は一体どの程度だと思いますと、一・四六%でございました。それが三十八年には〇・二一%になりました。しかも、国債の現在高

に対するその年度の繰り入れ額といふものの割合を見ますと、昭和の初年、昭和二年は二・九五%でございました。ところが、昭和四十年度に現行の繰り入れ率二分の一を使いますと、八・三九といふことになるのであります。それを五分の一に少なくしましても三・三六、こういうことで、先進諸国に比べましても、国債残高の非常に少ない日本としては、このよろしい制度をそのまま使うことは、これは健全ではなく超健全といふことになります。

現在どうかといいますと、皆さん御指摘になるとおり、いろいろな歳出の要求もあるわけでありまして、財源の効率的運用という面から見ましても、二年間五分の一にしていただき、こう

の説明のとおりでござりますので、これは当たら

ます。それは、剩余金の二分の一を国債整理基金

に繰り入れなければならないというのを、二ヵ年

間に限つて五分の一にする、こうしたことだけでござります。一体、二分の一ということと、五分の一とすることに際して、財源が全然なくなつたから赤字公債でも発行しようという前段の体制として五分の一にしたのだ、こういうことでございま

すが、率直に申し上げまして、いまも總理が申

されましたが、無制限に国債整理基金に繰り入れ

を必要とするわけではございません。

国債の残高

が多くなる場合に、この国債償還に必要な財源を

繰り入れるという財源確保のためと、もう一つ

は、財源が一般会計の財源として余った場合、こ

れをたな上げをするという立場でこの制度がつく

られたことは御承知のとおりでございます。とこ

ろが、この制度をつくりました昭和二十二年当

時は、一般会計の規模と借り入れ金を含む国債の割

合は一体どの程度だと思いますと、一・四六%で

ございました。

しかも、国債の現在高

に対するその年度の繰り入れ額といふものの割合

を見ますと、昭和の初年、昭和二年は二・九五%

でございました。

ところが、昭和四十年度に現行の

繰り入れ率二分の一を使いますと、八・三九とい

ふことになるのであります。

それを五分の一に少

なくしましても三・三六、こういうことで、先進

諸国に比べましても、国債残高の非常に少ない日

本としては、このよろしい制度をそのまま使うこと

は、これは健全ではなく超健全といふこと

になります。

現在どうかといいますと、皆さん御指摘

になるとおり、いろいろな歳出の要求もあるわけ

がありまして、財源の効率的運用という面から見

ましても、二年間五分の一にしていただき、こう

いうことで、ひとつ十分御理解をいただきたいと

思います。要らないところに——まあ要らないところといふわけじやありませんが、少なくともいますぐ使わないところに全部たな上げをしておいで、そして財源がないから中小企業も農村政策もできないというならば責めらるべきであります。が、必要な財源に対して十分確保をして諸般の施策を行なうといたのでありますから、政府が当然とるべき姿勢であると思います。(拍手)

それから、政府は本件を契機にして赤字公債といふものにつながるのではないかという御指摘でございますが、内国債の発行に対して非常に慎重な態度をとつておることは御承知のとおりであります。もちろん、赤字公債などの考えは全く持つております。

それから、一般会計から産投会計へ繰り入れておりました原資を削減して利子補給の制度を使つたことは憂慮すべきことである、不健全財政につながるものだということでございますが、御承知のとおり、今まででも利子補給の制度はとつておつたわけでございます。しかし、利子補給といふものが安易に流れると、将来の負担が非常に大きくなりますので、その政策効果を十分考えて利子補給制度をとつたことは御承知のことおりであります。でありますから、農業問題及び天災融資法による利子補給というようなものに限つておつたわけであります。また、その当時は、政府が企団

思います。要らないところに——まあ要らないところといふわけじやありませんが、少なくともいますぐ使わないところに全部たな上げをしておいで、そして財源がないから中小企業も農村政策もできないというならば責めらるべきであります。が、必要な財源に対して十分確保をして諸般の施策を行なうといたのでありますから、政府が当然とるべき姿勢であると思います。(拍手)

それから、政府は本件を契機にして赤字公債といふものにつながるのではないかという御指摘でございますが、内国債の発行に対して非常に慎重な態度をとつておることは御承知のとおりであります。もちろん、赤字公債などの考えは全く持つております。

それから、一般会計から産投会計へ繰り入れて

健全の名において、ある意味における超健全の施策がとられたわけではありますが、だんだん安定成長になつて、乏しい、限られた財政の中で、より効率的な財政運営を行なおうとすれば、このようないい措置を導入することも正しいことあります。しかも、一般会計と合わせて財政投融資の中でも、国民の蓄積資本である民間資金の導入が行なわれ、バランスある投資が行なわれるということもある意味において正しいことだと考えます。

しかし、これを無制限に利子補給制度を拡大していくといふことは、将来の国民に対する負担を大きくする事でありますから、かかるものに対しましては、政策効果を十分見きわめて、慎重な態度をとるべきだと考えております。(拍手)

それから、野党用の財源を設けよといふことでございますが、これは、内閣の予算編成権との問題もございまして、非常にむずかしいと思います。しかも、総理が申されたとおり、国会は与野党を含めて修正権をお持ちであるわけでありますので、現在の状態において、予備費を千億に増して、その半分を野党用、修正用といふことは、法律の趣旨から考えてもできにくいことだと思います。

それから、最後に一点申し上げますが、このによる利子補給の制度をつくつたり、また財政法の繰り入れ限度額を低くすることは、これは赤字政策につながると言いますが、これは全く逆であります。日本の経済発展が非常にたくましく行なわれまして、その過程において健全財政政策がとらねばならない國債の残高は非常に少なかつたということは、經常収入をもつてまかなつてしまつてゐるような状態のときは、そういう方法も、

維持されたという証左であります。この事實を十分御理解、評価のほどを願います。(拍手)
○副議長(田中伊三次君) これにて質疑は終りました。

日程第一 漁港法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第二 森林開発公団法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○副議長(田中伊三次君) 日程第一、漁港法の一部を改正する法律案、日程第一、森林開発公団法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

4 前二項の場合には、第二十条第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項若しくは第三項」と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項若しくは第三項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十二条第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項若しくは第三項」とする。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

漁港法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十年二月十日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

漁港法の一部を改正する法律

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 国の助成に係る沿岸漁業等振興法(昭和三十一年法律第百六十五号)第八条第一項の構造改

善事業がその区域内において行なわれている都府県における第一種漁港又は第二種漁港についての漁港修築事業であつて当該構造改善事業の目的とする沿岸漁業の構造改善に資すると認め

られるものを国以外の者が施行する場合には、基本施設の修築に要する費用については、国は、第一種漁港及び第二種漁港のいずれについても、当分の間、第二十条第三項に定める割合によらず、当該費用の百分の五十を補助する。

森林開発公団法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

森林開発公団法の一部を改正する法律
森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)

の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十八条第一項第一号の次に次の二項を加え

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。第二十四条第二項中「農地開発機械公団」の下に「森林開発公団」を加える。

3 前項の規定による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定は、この法律の施行前においてされた森林開発公団と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が同項の寄附金等を支出する場合については、適用しない。

理由

地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない特定の地域内の森林を急速かつ計画的に開発するため、森林開発公団が新たにこれらの特定の地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設等の事業を行なうことができる」と、あわせて同公団の監事の権限に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十九条第一項中「前項第一号」の下に、「第一号の二」を加え、同条第三項中「関係県知事」

を「関係都道府県知事」に改める。

第二十五条第一項中「第十八条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第二十七条(見出しを含む。)中「原」を「都道府県」に改め、「第十八条第一項第一号」の下に「又は第一号の二」を加える。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

第三十六条中「第一号及び第二号」を「第一号から第二号まで」に改める。

〔本名武君登壇〕

○本名武君(田中伊三次君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事本名武君。

○副議長(田中伊三次君) 委員長におきましては、同月十六日提案理由の説明を聴取し、同月十八日以降数回にわたり質疑を行ない、その間、参考人から意見の聴取を行なうなど、慎重審査の末、三月十日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は林道網の整備拡充に關する法制上、財政上必要な措置を講ずること等を内容とする附帯決議が付されましたことを申しあげます。(拍手)

本案は、内閣から去る二月十日提出され、農林

委員会におきましては、同月十六日提案理由の説明を聴取し、同月十八日以降数回にわたり質疑を行ない、その間、参考人から意見の聴取を行なうなど、慎重審査の末、三月十日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は林道網の整備拡充に關する法制上、財政上必要な措置を講ずること等を内容とする附帯決議が付されましたことを申しあげます。(拍手)

本案は、内閣から去る二月十日提出され、農林

委員会におきましては、同月十六日提案理由の説明を聴取し、同月十八日以降数回にわたり質疑を行なうなど、慎重審査の末、三月十日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本案は、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない特定の地域内において、その地域の林道網の

枢要部分であり、かつ、林業以外の産業振興の見地からも、必要相当と認められる林道の開設を行なわせることとして提案されたものであります。そのおもな内容は、同公団の事業範囲の拡大、監事権限に関する規定の整備、及び事業資金の禁止等であります。

本案は、内閣から去る二月十日提出され、農林

委員会におきましては、同月十六日提案理由の説明を聴取し、同月十八日以降数回にわたり質疑を行なうなど、慎重審査の末、三月十日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

その価格の百分の十五

二 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで その価格の百分の十六

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで その価格の百分の十八

日程第三 物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第四 相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(田中伊三次君) 日程第三、物品税法の一部を改正する法律案、日程第四、相続税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

物品税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

5 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十五号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現像を行なうことができる乳剤を单一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙で、撮影又は焼付けをしてないものに課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の百分の十

二 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで その価格の百分の十三

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで その価格の百分の十六

6 前項の規定は、同項各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品について準用する。

一 新法別表第二種第十八号に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下のもの

二 新法別表第二種第二十号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいう。)

4 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十二号に掲げる物品に課定にかかるわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

該承認に係る新法第十七条第三項の下に「又は租税特別措置法第八十八条の二第三項を加え、「下欄」を「第三欄」に、「同項」を「これらの規定」に、

「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同表の第三欄に掲げる」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第三条に次の二項を加える。

5 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十五号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現像を行なうことができる乳剤を单一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙で、撮影又は焼付けをしてないものに課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の百分の二十

二 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十一

三 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十二

四 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十三

五 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十四

六 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十五

七 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十六

八 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十七

九 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十八

十 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の二十九

十一 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の三十

十二 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の三十一

十三 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の三十二

十四 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の三十三

十五 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の三十四

十六 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の三十五

該承認に係る新法第十七条第三項の下に「又は租税特別措置法第八十八条の二第三項を加え、「下欄」を「第三欄」に、「同項」を「これらの規定」に、

「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同表の第三欄に掲げる」に改める。

附則第六条中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「購入された課税物品」の下に「若しくは当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品」を加え、「同表の下欄」を「同表の第三欄」に、「同表の第三項本文」を「新法第二十条第三項本文」に改め、「第五項本文」の下に「これららの規定を租税特別措置法第八十八条の二第五項において準用する場合を含む。」を加え、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同表の第四欄に掲げる」に改める。

附則第十二条第一項中「同表の下欄」を「それぞれ同表の下欄」に、「上欄」を「第二欄」に改め、「以下この条において同じ。」の下に「又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の二第三項」を、「当

附則第五条第一項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「以下この条において同じ。」の下に「又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の二第三項」を、「当

附則第三条第四項第一号に掲げる物品 昭和四十一年四月一日 五 個

附則第三条第四項第二号に掲げる物品 昭和四十一年四月一日 二百万円

附則第三条第四項第四号に掲げる物品 昭和四十一年四月一日 十 個

昭和四十年三月十一日 衆議院会議録第十六号 物品税法の一部を改正する法律案外一案

付する。
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
附 則
理由
昭和三十七年度以降暫定軽減税率の適用を受けている小型乗用自動車ほか三品目の生産及び取引の実情にかえりみ、その税率を段階的に引き上げるための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 前項の保険料の合計金額及び保険金額の計算に
関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条第一項中「生命保険金」の下に「若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）」を加え、同項第一号中の「生命保険会社」を「保険会社」に改める。

附則

2 改正後の相続税法(以下「新法」といふ。)第三条、第六条、第十二条及び第二十四条の規定は、

相続税法の一部を改正する法律案
会に提出する。

昭和四十年二月十一日
内閣総理

内閣總理大臣 佐藤榮作

田壠說法

田壠說叢書

し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税について

3 新法第二十八条の規定は、昭和四十年分以後は、なお従前の例による。

の贈与税について適用し、昭和三十九年分以前の贈与税については、なお従前の例による。

4 新法第五十九条第一項第一号の規定は、昭和四十年五月一日以後に支払う同号に規定する保

険金について適用し、同日前に支払った当該保険金については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を引き上げるとともも

に、贈与税の申告書の提出期限を所得税の確定申告書の提出期限まで延長する等所要の規定の整備

を圖る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

THE JOURNAL OF CLIMATE

○副議長(田中伊三次君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事金子一平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子一平君登壇〕

○金子一平君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

物品税の課税物品のうち、小型乗用自動車、カラーフィルム、小型レコード及びカラーテレビジョン受像機の四品目につきましては、昭和三十七年度における物品税法改正の際、国際競争力の培養の見地から、本年三月三十一日までの三年間に限り、暫定的に軽減税率を適用することとされたものであります。この法律案は、その適用期限の到来に際し、直ちに二〇%の基本税率を適用することにいたしますと、税負担の急激な変化を来たし、国際競争力の点からしても適当ではないと考えられますので、これを緩和するため、税率を漸次段階的に引き上げつつ二年後に基本税率に戻すよう措置しようとするものであります。

すなわち、このような見地から、小型乗用自動車につきましては、四十年度一六%、四十一年度一八%，その他の三物品につきましては四十年度一三%，四十一年度一六%の軽減税率による経過措置を講ずることといたしております。

本案につきましては、審議の後、昨三月十日、

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して堀昌雄君より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決となりました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今回の税制改正の一環として、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を引き上げとともに、贈与税の申告書の提出期限を所得税の確定申告書の提出期限まで延長する等、所要の規定の整備をはかるとするものであります。

すなわち、第一に、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を現行の五十万円から百万円に引き上げるとともに、損害保険契約に基づく死亡保険金を生命保険金に準じて取り扱うこととしたものです。

第二に、贈与税の申告書の提出期限は、現行二月末日となつておりますが、納税者の便宜等を考慮して、これを所得税の確定申告書の提出期限である三月十五日まで延長することといたしております。

以上がこの法案の内容であります。審議の後、昨三月十日、質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 両案中、日程第三につき討論の通告があります。これを許します。藤田高敏君。

〔藤田高敏君登壇〕

○藤田高敏君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま大蔵常任委員会理事から報告がありました

物品税法の一部を改正する法律案について、反対討論を行なるものであります。(拍手)

まず、その反対理由の第一は、今国会に提案をしてあります。

大資産家擁護、優遇の税制改正であります。

(拍手)このことは、大資本あつて大衆無視の態度

であります。物品税を減税しようとしている政府の怠慢を強く責めなければならないからであります。(拍手)

ちなみに、その内容の二、三を指摘するなれば、まず第一に、所得税を減税のあり方に問題点を見出しができるのであります。すなわち、

その所得税は、納税人員において、ここ二年来、毎年二百万人程度も増加さし、しかも、その総所得税収中に占める年間所得百万円以下の階層は、九二名にも及んでいます。そして特に

問題点となるのは、標準世帯五人家族における課税最低額五十四万四千二百五十九円は、大蔵省のマーケットバスケット方式による資料によりましても、そのエンゲル係数は四六・五六%であり、これは一日の食費わずか百六十七円、一食五十円のラーメン一ぱいの生活費にしか匹敵しない貧弱なものであります。これでは、かわいい子供にさえ毎日牛乳一本、なまめの一個させ食べさせることのできない食費構成になつておるのであります。

また、その第二の問題として、租税特別措置法による利子分離課税をあげることができます。これが、労所得税といわなければなりません。(拍手)

また、その第二の問題として、租税特別措置法による利子分離課税をあげることができます。これが、労所得税といわなければなりません。(拍手)

かかる全体的な税制改正の中にあって、いま討議されている物品税四品目を除く、たばこ、砂糖、電気ガス税等、国民生活に直結している間接税はどうなっているでありますか。これら周

ラリーマンの課税所得が百万円の場合は、その所得税は二十万円であるにもかかわらず、利子分離課税の場合はその半分で済むのであります。これがさらに一億円の預金者で年利息五分五厘で五百五十万の利子所得者を例にとりますと、分離課税によりわずか五十五万しか所得税がかかりませんが、サラリーマンの場合には総合累進課税となり、約二百万の所得税を納めなければなりません。何と矛盾に満ちた税制であります。

(拍手)まさに驚くべき高額所得者擁護の税制改正といわなければなりません。

いま一つ、今回税制改正の最大の改悪点といわれている配当分離課税について、これまで身近な例をあげてみますと、労働所得者は汗水流して働いた標準世帯五人に対し、五十四万程度の収入に税金をかけられているにもかかわらず、片や、寝ていても配当所得だけ生活をする者にとっては、百八十一万九千三百四十円までは無税となります。そればかりではなく、選択制度の新設によって、ごく部分的条件を除けば、何億何千万の配当所得があろうとも、一五%かつきりの源泉徴収だけで、総合累進課税からははずされる仕組みになっており、日本税制始まって以来の改悪といわれるゆえんも、ここにあるのであります。

(拍手)

また、税制調査会の答申を逆にねじ曲げた点においても、戦後最悪の税制改正といわなければなりません。

かかる全体的な税制改正の中にあって、いま討議されている物品税四品目を除く、たばこ、砂糖、電気ガス税等、国民生活に直結している間接

税はどうなっているでありますか。これら周

つ負担感の鈍い、そして取りやすいという性格を持つ間接税の弱みを巧みに利用して、今次改正では間接税に関する限りは全く触れていないのであります。したがって、私が反対をする第二の具体的理由は、百万長者であろうと、生活保護世帯であろうと、所得税のかからない低所得者であろうとも、同率同額の税金のかかる逆進性の強い直接税に対しては、ここ三、四年来の物価高騰に見合うものさえ全く黙殺してしまって、何らの軽減措

用もされません。政府の片手落ち不均衡政策が、どうしても納得できないからであります。(拍手)直接税の対象者は、その立場の相違によってそれをそれの不満はあるうとも、相対的に減税の対象になっていますが、所得税の課税水準にさえ達しない低所得者層以下の者は、減税の恩典には全く不合理、不公平な税制改正を通じて、国民の所得格差とその矛盾はますます拡大されているのであります。(拍手)池田内閣から佐藤内閣に引き継がれました表看板政策には、所得格差の是正ということ

がその中心になっていたのではないか。かかる矛盾拡大の政治が、佐藤内閣の一枚看板ともいべき人間尊重の政策といえるのか。私は、この法律案審議を通して、佐藤総理と政府に對して強く反省を求めるものであります。(拍手)次に、私の反対する第三の理由は、物品税それ自体の改正内容に非常な不合理があるからであります。それは、いみじくも、税制調査会の答申においても、今次改正の小型乗用車、カラーフィルム、小型レコード、カラーテレビ受像機の四品目は、ここ三年來の暫定軽減措置をとってきた目的がほぼ達成されているので、期限到来を待つてもおらず、それに返すべきだと指摘しているのであります。昨

年の物品税改正時におけるステレオ装置、自動車用クーラー、ルームクーラーと、今回の改正品目合わせて七品目は、百品目以上にも及ぶ他の物品税対象品目に比較すれば、高額所得者層を対象とした軽減措置であり、また企業利潤擁護の産業政策から出た対策であつて、大多数の労働国民にはまだ遠い品ばかりであります。(拍手)それ以前の政策配慮として、国民生活にもっとこれらの物品にかかる軽減措置をとるのであれば、もつと密着している消耗品的性格としてのマッチであるとか、清涼飲料水、ジュース、化粧品やあるいはたばこ入れ、灰皿、掛け時計のごとき物品に税金をかけていること自体ナンセンスと目されるこれらの物品については、消費生活の多様化によって普及しつつある電気、ガス、石油ストーブ、扇風機等こそ、昨年と今回の改正品目に先行べきであります。(拍手)また、消費生活の多様化によって基本税率の軽減と廃止をしてこそ、物品税本来の目的に合致するものといわなければなりません。(拍手)

最後に、反対する第四の理由として、今次改正是によってこれら四品目に軽減措置をとろうとする政府のその理由がきわめて薄弱であるからであります。すなわち、政府は、その改正品目として、貿易の自由化と国際競争力の強化によりどころを求めておるのであります。このことについては、これまで先に触れた税制調査会の答申にも逆行すります。すなわち、政府は、その改正品目として、自動車税の引き上げを断行しようとしているのであります。

以上、指摘いたしましたように、今回の物品税改正の理由とその根拠は、全く薄弱、かつ不均衡と矛盾に満ちたものであり、労働者、農民大衆の立場に立つわが党としては断じて容認できませ

ますし、生産高においては、小型乗用者は二・三倍に、カラーフィルムは二倍に、小型レコードは三倍、カラーテレビに至っては十九倍にも達しているのであります。このような実態から見まして

も、貿易の自由化に名をかりてこれらの生産企業にのみ優遇措置をとることは、他の物品税との均衡を失することを含めて、その根拠はきわめて薄弱であり、不合理そのものであります。(拍手)

貿易自由化に対処する基本政策は、小手先細工ともいべき物品税の手直しにあるのではなく、自由化をするのか、それともしないのか、するとすればいつからやれるのか、それ自体が中心になります。昨年通常国会における通産大臣の答弁では、自動車の自由化はおそらくとも本年、四十年三月までには行なうと言明しているにもかかわらず、現内閣はいまだこれを実行していない。かかる優柔不断な態度に終始する現内閣には、はたして貿易の自由化を口にする資格があるかどうかさそ疑問を持つものであります。(拍手)

自民党政方針は、半ば思いつきと、さか立ちしているうらみさえあるといわざるを得ないのです。(拍手)

最後に、私は、あえて自動車税について付言います。すなわち、物品税では軽減を行ない、片や、今たしますと、物品税では軽減を行ない、片や、今国会に提案されている地方税法の一部改正では自

然。したがって私は、政府に対し、すみやかに一般生活必需品の物品税を撤廃すべきであることを強く要求いたしまして、私の反対討論を終わるものであります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

午後二時三十八分散会
○副議長(田中伊三次君) 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣
内閣総理大臣 佐藤 等作君
外務大臣 椎名锐三郎君
大蔵大臣 田中 角榮君
厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

内閣官房長官	橋本登美三郎君	伊東 正義君	谷川 和穂君
内閣法制局長官	高辻 正巳君	濱田 幸雄君	春日 一幸君
厚生省公衆衛生局長	若松 栄一君	田中 六助君	竹内 黎一君
農林政務次官	館林二喜男君	橋本龍太郎君	鈴木 一君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る九日、次の法律の公布を奏上し、その旨

参議院に通知した。

会計法の一部を改正する法律

物品管理法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

栗林 三郎君

角屋堅次郎君

西村 関一君

久保田 豊君

農林水産委員

栗林 三郎君

角屋堅次郎君

西村 左近四郎君

村上 勇君

外務委員

西村 関一君

久保田 豊君

農林水産委員

栗林 三郎君

角屋堅次郎君

高田 富之君

予算委員

松原喜之次君

高田 富之君

決算委員

松原喜之次君

決算委員

松原喜之次君

決算委員

松原喜之次君

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

伊東 正義君

春日 一幸君

大蔵委員

竹内 黎一君

橋本龍太郎君

律案

田中 六助君

ある。

農林水産委員

伊東 正義君

春日 一幸君

和穂君

春日 一幸君

和穂君

春日 一幸君

和穂君

春日 一幸君

和穂君

裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一七号）（予） 法務委員会 付託

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一六号）（予） 商工委員会 付託

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一八号）（予） 運輸委員会 付託

農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一六号）（予） 商工委員会 付託

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一八号）（予） 運輸委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一六号）（予） 商工委員会 付託

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一八号）（予） 運輸委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一六号）（予） 商工委員会 付託

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一八号）（予） 運輸委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一六号）（予） 商工委員会 付託

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一八号）（予） 運輸委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一六号）（予） 商工委員会 付託

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一八号）（予） 運輸委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）（予） 農林水産委員会 付託

昭和三十八年十二月の産業構造審議会総合エネルギー部会の報告及び昭和三十九年八月の海外エネルギー調査の報告によれば、『政府においては、今後エネルギー供給の大宗をしめることとなる石油の低廉、かつ安定的な供給を確保することが、國の責務であることを認識し、わが國産油業と精製業の有機的連携を図り、國民經濟の健全な発展に寄与すべし』とされ、さらに昭和三十九年十一月の総合エネルギー部会の中間報告では、『日本の石油企業は、生産、流通秩序等が混乱し、企業基盤が弱体化している中で、民族系中小規模企業は収益の悪化、資金調達難などの悪循環に陥っているので、石油企業の共同販売体制の協同化、集約化を推進すべきである。』

原油供給源はほとんどを中東にたよっているうえ、輸入量の大部分を国際石油資本にあおいでいるので、低廉かつ安定した供給を確保する面からみれば、不安定な要素を含んでいる。しかも、日本の石油需要は急速に増大してゆく見通しであり、長期的展望のもとに、原油供給源を分散化し、国際石油資本に対しても、価格形成上の自主性を獲得する必要がある。

一方、去る九日、内閣提出の質問に対する答弁書を受領した。会計法の一部を改正する法律案

物品管理法の一部を改正する法律案

（答弁書受領）

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

「一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。会計法の一部を改正する法律案

（答弁書受領）

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木一君提出わが國のエネルギー対策に関する質問に対する答弁書

書

右の質問主意書を提出する。

ら、石油政策の検討をも進める予定であり、このため、来年度以降通商産業省に総合エネルギー調査会を設置することを規定した総合エネルギー調査会設置法案を今国会に提出している。右答弁する。

右報告する。

昭和四十年三月九日

右報告する。

昭和四十年三月十日

農林水産委員長 濱地 文平
衆議院議長 船田 中殿

農林水産委員長 濱地 文平
衆議院議長 船田 中殿

右報告する。

本年三月末で暫定軽減税率の適用期限が到来する小型乗用自動車等四物品について、その生産及び取引の実情にかんがみ、さらに一年間次の軽減税率による経過措置を講ずることとしている。

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、漁港のうち、主として沿岸漁業の根拠地である第一種漁港または第二種漁港の整備を促進する等のため、これらの漁港であつて、昭和四十年度から当分の間、從来の百分の四十から百分の五十に引き上げようとするものである。

漁港の整備計画に基づいて行なう事業である。

議案の可決理由

沿岸漁業の構造改善事業が行なわれている都府県の区域内の漁港であること。

沿岸漁業の構造改善に資すると認められる事業であること。

沿岸漁業の根拠地である漁港の整備を促進するとともに、沿岸漁業の構造改善に資するための措置として適切なものと認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算に農林省所管として、漁港施設費のうち漁港修繕費補助四十億三千四百四十万円が計上されている。

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない特定地域の森林を急速かつ計画的に開発するため、森林開発公団が新たにこれら特定地域内の林道網の枢要部分となるべき林道の開設改良等の事業を行なうことができるることとし、あわせて同公団の監事の権限に関する規定の整備、事業範囲の拡大に伴い地方公共団体の同公団への寄附金等の禁止を主な内容として所要の改正を行なおうとするものである。

議案の可決理由

本案は、奥地未開発林を急速かつ計画的に開発し、あわせて地域産業振興のため妥当な措置とみとめ、多數をもつて原案どおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても別紙のこととき附帯決議を附すことに決した。

本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算に、農林漁業用揮発油税財源の身替り事業として、特定森林開発公団に補助するため必要な経費として四億円が計上され、また、昭和四十年度財政投融资資金計画に資金運用部から森林開発公団に対する投融資額として二億円が予定されている。

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する附帯決議

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する附帯決議

議案の可決理由

政府は、林業基本法制定の主旨に即し、すみやかに関連法の整備をかかる必要があるが、とにかく、林業生産の基盤としてきわめて重要な施設である林道網の整備拡充に關する法制上、財政上必要な措置を講ずるとともに、本法施行にあたり左記事項を検討し、その実現を期すべきである。

記

一、公團林道の採択基準を明らかにするとともに、開設に必要な財源については、将来農林漁業用揮発油税の免稅身替り財源に拘泥することなく措置すること。

四十年四月一日から四十一年三月三十一日まで 一八%

四十一年四月一日から四十二年三月三十一日まで 一六%

一〇%

四十年四月一日から四十一年三月三十一日まで 一三%

四十一年四月一日から四十二年三月三十一日まで 一六%

一

(一) カラーフィルム、小型レコード及びカラーテレビジョン受像機(いずれも現行軽減税率

四十年四月一日から四十一年三月三十一日まで 一三%

四十一年四月一日から四十二年三月三十一日まで 一六%

一〇%

四十年四月一日から四十一年三月三十一日まで 一三%

四十一年四月一日から四十二年三月三十一日まで 一六%

一

(二) 公團林道の維持管理に要する費用について、有料道路として森林開発公団が徵収する方式によらず、地方公共団体等を中心して運営管理する方法によること。

三、公團業務範囲の拡大に即し、その機能の充実と職員の労働条件の改善をかかること。

四、林業労働力を確保するため、雇用の安定、労働条件の向上等について必要な措置を講ずること。

五、当該物品に対する物品税負担の急激な変化を緩和する措置を講ずることは、国際競争力の強化の見地から適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

当該物品に対する物品税負担の急激な変化を緩和する措置を講ずることは、国際競争力の強化の見地から適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年三月十日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

(1) 相続人の取得する生命保険金の非課税限度を百万円(現行五十万円)に引き上げるとともに、損害保険契約に基づく死亡保険金を生命保険金に準じて取り扱うこととする。

(2) 贈与税の申告書の提出期限(現行二月末日)を所得税の確定申告書の提出期限(三月十五日)まで延長する。

(3) その他最近における年金制度等の実態にかえりみ、これらに關する相続財産の範囲及び評価方法を定めるとともに、死亡保険金の支払調書の提出について所要の規定を整備する。

なお、本改正による減収額は、初年度一億八千四百万円、平年度四億六千万円である。

二 議案の可決理由

最近における保険の普及状況等にかんがみ、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を引き上げるとともに、贈与税の申告書の提出期限を所得税の確定申告書の提出期限まで延長する等の措置を講ずることは、時宜に適した適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年三月十日

衆議院議長 船田 中殿
大蔵委員長 吉田 重延